- 主 文 甲事件原告の訴えのうち、主位的請求並びに予備的請求1及び2をいずれも却 下する。
- 乙事件原告の訴えのうち、主位的請求及び予備的請求1をいずれも却下する。
- 3 甲事件原告の予備的請求3、乙事件原告の予備的請求2及び丙事件原告らの請 求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第 1 申立て

甲事件原告 1

(1) 主位的請求

被告が、参加人A、同B、同C、D及びEに対し、平成12年12月7日付けで した、公正取引委員会平成11年(判)第4号事件(以下「本件審判事件」とい う。)の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

(2) 予備的請求 1 被告が、参加人A、同B、同C、D及びEに対し、平成13年1月15日までに した、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

予備的請求 2

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成13年1月19日までにし た、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

(4) 予備的請求3

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成13年3月12日付けでした、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。 2 乙事件原告

(1) 主位的請求

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成12年12月7日までにし た、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

(2) 予備的請求1

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成13年1月19日までにし た、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

(3) 予備的請求 2

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成13年3月12日ころにし た、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

丙事件原告ら

被告が、参加人A、同B、同C及びDに対し、平成13年3月12日までにし た、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を許す旨の各処分を取り消す。

被告及び参加人ら

本案前の答弁 (1)

原告らの本件訴えをいずれも却下する。

本案の答弁 (2)

原告らの本件訴えをいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、地方公共団体が発注するごみ焼却施設に係る入札談合について被告が開 始した審判事件の被審人である原告らが、被告が私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律(以

下「法」という。)69条に基づいて参加人らほか2名に対してした同審判事件の 審判記録の謄写の申請に応じる旨の処分(以下「本件各処分」という。)が違法で あるとして、その取消しを求めた事案である。

法令の定め

法69条は、事件記録の閲覧・謄写等に関し、「利害関係人は、公正取引委員会 に対し、審判開始決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は課徴金納付命令書若しくは審決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。」と定めている。 2 前提事実(括弧内に認定根拠を掲記したほかは、各当事者間に争いがないか、 相手方が明らかに争わない事実である。)

被告は、平成11年9月8日、本件審判事件の審判開始決定を行い、現 在、審判が係属している。

本件審判事件は、原告らごみ焼却炉メーカーによる地方公共団体のごみ焼却炉発 注のための入札における談合の有無を審判対象事実とするものであり、原告らは、

いずれも、本件審判事件の被審人として、当該事実の存在を否認して争っている。 (2) 参加人Aは平成12年6月30日に、参加人Bは同年7月21日に、Dは 同年8月7日に、参加人Cは同年10月12日に、Eは同年12月5日に、それぞ れ、被告に対して、法69条に基づき、本件審判事件の審判記録の謄写の申請をし た(以下「本件各申請」といい、参加人ら、D及びEを「本件各申請人」とい う。)。

本件各申請人は、いずれも本件各申請時において上記のごみ焼却炉を発注した各地方公共団体の住民であり、上記の審判対象事実に関連する住民監査請求を行い、地方自治法242条の2に基づき、原告らを被告として住民訴訟を提起している者である。

このうち、参加人ら及びDの住民監査請求及び住民訴訟の内容は、参加人Aはその住所地の地方公共団体である横浜市につき、参加人Bはその住所地の地方公共団体である東京都につき、参加人Cはその住所地の地方公共団体である多摩ニュータウン環境組合につき、Dはその住所地の地方公共団体である兵庫県尼崎市につき、各地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ式燃焼装置を採用するごみ焼却施設の建設工事に関して、原告らが、事前に話し合って受注予定者を決定し、受注予定者以外の4社は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する旨の合意をし、原告ら各社の談合担当者が毎月1回程度受注調整と称する会合を行って、各地方公共団体の

発注する個々のごみ焼却施設建設工事について入札談合行為を行い、これにより各地方公共団体に損害を被らせたことが各地方公共団体に対する不法行為を構成し、当該地方公共団体の長が同不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠っていて、これが地方自治法242条1項の「怠る事実」に当たるとして、地方自治法242条1項に基づき監査請求を行い、さらに同法242条の2第1項4号に基づき各地方公共団体に代位して原告ら等に対する損害賠償請求訴訟を提起したもので、これらの訴訟は現在も係属している(乙1ないし4、弁論の全趣旨)。

(3) 本件各申請における謄写の対象は、審判記録(第1回ないし第4回。ただし参加人Cについては第5回を含む。)、書証(査第1号証ないし第139号証。ただし参加人Cについては第140号証を含む。)、③その他審査官・被審人双方から提出されたすべての書面であった。

また、参加人ら及び口は、被告に対し、本件各申請に当たり、謄写した事件記録を本件審判事件又はこれに係る損害賠償請求訴訟以外の目的に使用することはしないこと、閲覧・謄写した事件記録を申請者(代理人又は受任者が申請者の場合は本人を含む。)以外の者に閲覧させたり、謄写させたりすることはしない旨の誓約をした(甲イ1ないし4、甲口1の1ないし4)。

- した(甲イ1ないし4、甲口1の1ないし4)。 (4) 被告は、本件審判事件の被審人らである原告らに対し、平成12年12月7日付けで、「審判に係る事件記録について(照会)」と題する書面を送付した。この書面の内容は、被告が、審判調書、準備書面(釈明・求釈明を含み、未採用証拠の採否についての意見に係るものを除く。)及び採用された証拠の閲覧謄写に応ずることに関して、原告らにおいて秘匿を要する特段の事項があれば承知したいとして、①秘匿を要する部分を特定し、その必要について具体的な理由を付して、同年12月22日までに提出する旨を依頼するとともに、②同日までに回答がないときは、秘匿を要する部分はないものと理解して、閲覧謄写に応ずる作業を進める旨を伝達するものであった(甲イ5、甲口2、甲ハ1)。
- を伝達するものであった(甲イ5、甲口2、甲ハ1)。 (5) 上記の照会に対して、原告らは、平成12年12月22日、本件各申請に応ずること自体が違法である旨の回答をしたが、その回答は秘匿を要する部分の摘示を伴わないものであった(甲口6の1、甲ハ2)。
- (6) 被告は、閲覧謄写に応ずる事件記録の範囲について検討し、原告らに対し、平成13年1月19日付けで、「審判に係る事件記録の謄写について(通知)」と題する書面を送付し、閲覧謄写の範囲を別紙1のとおりとすることを通知した(別紙1につき、甲イ6、甲口4、甲ハ3の1)。 (7) これに対して、乙事件原告は、平成13年2月5日付けの文書において、

(7) これに対して、乙事件原告は、平成13年2月5日付けの文書において、被告に対し、全ての部分の秘匿を要するとしつつ、正当な利害関係人に対しても秘匿すべき部分が秘匿されていないとして、秘匿を要する部分を特定して主張した。(8) 被告は、平成13年3月12日付けで、原告らに対し、「審判に係る事件記録の謄写について(通知)」と題する書面を送付し、閲覧謄写の範囲を変更し、別紙2のとおりとすることを通知した(別紙2につき、甲イ7の1、甲ロ5)。また、被告は、同日付けで、参加人ら及びDに対して、同年3月22日以降、閲覧謄

写に応ずる旨を通知した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、(1) 閲覧謄写に応ずる行為の行政処分性、(2) 原告適格、

- (3)訴えの利益、(4)本件各処分の違法性(参加人ら、D及びEが法69条の「利害関係人」に該当するか否か)であり、(1)ないし(3)が本案前の争点、(4)が本案の争点であって、各争点に関する原告ら、被告及び参加人らの各主張
- は別紙3のとおりである。 第3 争点に対する判断
- 1 争点1(本件各処分の行政処分性)について
- (1) 抗告訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、この行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。
- (2) しかるところ、法69条は、「利害関係人」に該当する者に対して、閲覧 謄写の申立権を付与しており、被告が閲覧謄写申請に応ずる行為又は拒絶する行為 は、国民が当該申請に係る事件記録を閲覧謄写をする権利の有無を確定する行為で あるから、抗告訴訟の対象たる行政処分に該当するというべきである。
- (3) 被告は、その主張において、本件のような閲覧謄写の申請に対し、被告内部において、申請人が事件記録の閲覧謄写を認められる資格を有する者であるかどうか、また、どの範囲で閲覧謄写に応じるかを判断しているが、その結果、もともと閲覧謄写を行うことができる者がそれを実際に行うことが可能となるにすぎない旨主張している
- 。しかし、この閲覧謄写を認めるべき資格の有無や閲覧謄写を認めるべき範囲は、法69条により一義的に明確になっているとは言い難いことから、これらを行政方としての意思決定をしているのである被告が判断し、これらの点に関する行政庁としての意思決定をしているのられるで、それを申請人に告知しない限り、申請者は、たとえ本来閲覧謄写が認められることとなるのであるからを受けた者はその内容に応じた閲覧謄写が認められることとなるのであるから、この意思決定は行政処分性を有し、外部的に表象され得る状態となったときに成し、申請人への告知によってその効力が生ずると解すべきである。また、前記第2、2の事実関係によると、参加人の表表を表表している。また、前記第2、2の事実関係によると、「おります」といる。また、前記第2、2の事実関係によると、「おります」といる。

また、前記第2、2の事実関係によると、参加人ら及びDの申請に対する被告の意思決定は、原告らに対する平成13年1月19日付けの書面によって外部的に表象され得る状態となった段階で行政処分として成立したが、これは参加人ら及びDにそれぞれ告知されないままに終わり、同年3月12日付けの書面によってその内容が変更され、これが参加人ら及びDに告知されて行政処分としての効力が生じたものというべきである。

そうすると、平成13年1月19日付け通知の以前には閲覧謄写を認める行政処分は存在しないし、同日付けの行政処分は成立したものの、その効力を生ずる前に同年3月12日付けの処分(以下、この処分のみを「本件各処分」という。)によってその内容が変更されており、このような場合、行政庁としては前者の処分は効力を生じさせないままとし、これとは別個に後者の処分をしたとみるべきであるから、現に効力を有するのは本件各処分のみであるというべきである。そうすると、原告らとしては、本件各処分の取消しのみを求めれば足り、同年1月19日付けの処分の取消しを求める利益はない。

したがって、甲事件原告の主位的請求、予備的請求1及び2並びに乙事件原告の 主位的請求及び予備的請求1はいずれも不適法なものというほかない。 2 争点2(原告適格)について

(1) 行政事件訴訟法9条は、処分の取消しの訴えは当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができる旨定めており、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される。そして、上記において「

法律上保護された利益」とは、当該処分の根拠となった行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている個別的、具体的利益をいうものであり、当該係争利益が当該処分との関係で法律上保護された利益といえるか否かは、当該処分の根拠となった行政法規の趣旨、目的、当該処分が当該係争利益に与える法律上の効果、当該係争利益の内容、性質等を考慮して判断すべきものである。

3 争点3 (訴えの利益) について

被告の主張が何をもつて本件につき訴えの利益を問題とするものかは必ずしも明らかでないが、本件各処分が抗告訴訟の対象としての行政処分性を有するものであることは前記1のとおりであるから、原告らについては、本件各処分の取消しを求める法律上の利益が認められ、その利益は何ら消滅し

ていないから、法自体に事件記録の閲覧謄写を認めない被告の行為に対する不服申立てに関する規定がないとしても、そのことが原告らによる本件訴えの提起を妨げるものではないから、この点に関する被告の主張には理由がない。

4 争点 4 (本件各処分の違法性-本件各申請人の「利害関係人」該当性) について

(1) 法69条が閲覧謄写を認めている「利害関係人」とは、当該事件の被審人のほか、法59条、60条により審判手続に参加し得る者及び当該事件の対象をす違反行為の被害者をいうものと解される(最高裁昭和50年判決)。乙事件原告らは、ここにいう被害者は、法25条による権利行使を容易にない。不可能である。これであるが、審決では、関覧を定じているがであり、をでは、関覧をでは、のされた違反行為による被害者のみをいうのであり、後69条は、閲覧被害者によいるである。していないも、違反行為のであるによりのの主張のような限定をしていないも、違反行為のあるによりのの主張のような限定をしていない。とがである。自己が表に基がであるによって被害を受けたと考えられて民法709条に基がの行為によって被害を受けたと考えられて民法709条に基がである。前述を受けたかを決断し、また既に提起した損害賠償請求を有していると解するかを決断し、審判記録の閲覧謄写を請求する利害関係を有していると解するが、上記主張は採用できない。

また、同原告らは、被告が自ら策定したガイドラインや東京都監査委員からの照会に対し、上記の結論とは異なる見解を示していたと主張するが、原告らが、審判事件に提出した資料は同事件において自らを有利に導くためのものであるから、その性質上、被告の上記見解が示されたことによってはじめて提出されることとなったとは通常は認め難く、本件においても、そのような因果関係を認めるに足りる事情はないから、被告が以前にそのような見解を示していたとしても、現時点において、正しい法解釈に基づく行動を採ることは、何ら禁反言の原則に反するものではない。

(2) 法違反事件の審判対象たる行為によって損害を被るのは、同行為に基づいて被審人と契約をした地方公共団体であって、同地方公共団体の住民は、単に住民であるという地位においては、審判手続に参加し得

る者や当該違反行為の被害者のいずれにも該当しないことが明らかである。しかしながら、当該違反行為と同一性を有する事実を基礎として被審人を被告として地方自治法242条の2第1項4号後段が定める住民訴訟としての損害賠償請求訴訟を提起し同訴訟が現に係属している場合には、当該住民は、当該地方公共団体に代位してその損害賠償請求権を行使する法的地位を付与されているのであり、当該訴訟

の帰すうによって当該地方公共団体自体が損害賠償請求権を有するか否かが確定 し、当該地方公共団体もその訴訟の結論に拘束されるに至るのであるから、当該住 民は、提起した当該訴訟の判決の確定を待つまでもなくその訴えが不適法であるこ とが明らかであるような特段の事情のない限りは、「被害者」たる法的地位を取得 した者として、「利害関係人」に該当すると解するのが相当である。

また、③の点も、民法423条に基づく訴訟等とは異質のものであるとするのは、住民が、いわば公益の代表者として、客観訴訟としての住民訴訟において地方公共団体の損害賠償請求権を代位行使するものである点で、主観訴訟として、自己の権利の充足のために訴訟追行がされる民法423条に基づく訴訟等とは異なるものの、住民が地方公共団体の権利そのものを行使するという制度であることには変わりはない。

したがって、法違反行為と同一性を有する事実を基礎として被審人を被告として 地方自治法242条の2第1項4号後段が定める住民訴訟としての損害賠償請求訴訟を提起し現にそれが係属している場合の当該住民が、「被害者」たる法的地位を 取得した者として「利害関係人」に該当すると解釈することは、自らの債権を確保 するための債権者代位権の行使と同一視するものではなく、当該住民が通常ならば 地方公共団体が有する公益の代表者としての地位を有し、その地位に基づ き地方公共団体の債権を行使することを肯定し、その限度で地方公共団体の被害者 としての地位を取得しているものとみるにすぎないから、何ら最高裁昭和53年判 決の判示するところと矛盾するものではない。

また、このように解しても、地方自治法は、住民が住民訴訟を提起できる対象は 財務会計行為に限定するとともに(地方自治法242条の2第1項、242条1 項)、住民監査請求の前置(同法242条の2第1項)や出訴期間の制限(同2 項)など厳格な手続要件を定めた上で住民訴訟の提起を認めているのであるから (同1項1号)、法69条の「利害関係人」の範囲を不当に拡げるものとはいえないし、むしろ、上記のような厳格な手続を経て適法に提起される住民訴訟の原告については、地方公共団体に代わって、公益の代表者としてふさわしい訴訟活動ができるように、当該地方公共団体が入手し得る資料についてはこれを当該住民が入手する手段が確保されてしかるべきである。

このような観点からすると、「利害関係人」に該当するのは適法な住民訴訟を提起した者に限るとの考え方も想定されないでもない。しかし、住民訴訟が適法に提起されたか否かを行政庁である被告に判断させるのは、被告に難きを強いるもれたか否があるまで閲覧謄写請求の判断を留保せざるを得なくなり、このことはての判断があるまで閲覧謄写請求の判断を留保せざるを得なくなり、このことはての判断があるまで閲覧謄写請求の判断を留保せざるを得なくなり、このことはていの判断があるまで関覧謄写は、他方、閲覧謄写の対象物は、公開の審判話によの記録やいったとが明の審判廷に提出された資料であることにからいるとの開いまに提出された資料であることに対したは、当該訴訟が不適法なものである。とが明らかであるような特段の事情がない限り、法69条にいう「利害関係人」に該当すると解するのが、同条の閲覧謄写制度と住民訴訟制度の双方を整合的に解釈した結論というべきである。

(4) しかるところ、証拠(甲ハ9、丙1の2)及び弁論の全趣旨によれば、本件審判事件において違反事実とされているのは、原告らが、遅くとも平成6年4月以降、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する、ストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事について、受注機会の均等化を図るため、地方公共団体が建設を計画して

会の均等化を図るため、地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について、原告ら各社が受注希望の表明を行い、話合い等により原告らの間で受注予定者を決定し、原告らの間で受注予定者を決定した工事について原告ら以外の者が指名競争入札等に参加する場合には、受注予定者は自者が受注できるように原告ら以外の者に協力を求め、受注すべき価格は受注予定者は方に成分、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように原告らいて、地方公共団体発注の前記建設工事の大部分を受注して、地方公共団体発注の前記建設工事について、受注予定者になり、は一次によることにより、公共の利益に反して、決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、決定工事の取引分野における競争を実質的に制限し、法2条6項に規定する不当な限別による。

また、前記第2、2(2)の事実によれば、参加人ら及びDは、それぞれ自らの住所地の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ式燃焼装置を採用するごみ焼却施設の建設工事につき、原告らが行った入札談合行為は各地方公共団体に対する不法行為を構成し、各地方公共団体に損害を被らせたが、当該地方公共団体の長が同不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠っていて、これが地方自治法242条1項の「怠る事実」に当たるとして、監査請求をした上で、地方自治法242条の2第1項4号に基づき各地方公共団体に代位して原告ら等に対する損害賠償請求訴訟を提起し、これらの訴訟が現在も係属していることが認められる。

これらの事実によれば、参加人ら及びDは、いずれも本件審判事件の審判対象たる行為によって損害を被ることとなる地方公共団体の住民として、当該行為と同一性を有する事実を基礎として、本件審判事件の被審人である本件の原告らを被告として地方自治法242条の2第1項4号後段が定める住民訴訟としての損害賠償請求訴訟を提起して現に不適法として却下されずに係属しているものと認められる。この点につき、原告らは、本件審判事件の対象となっている違反行為が、全国的な談合に関する基本ルールについての合意の有無に係るものであって個々の施設に関する談合入札に係るものではない旨主張するが、そうであるとしても、基本ルールについての合意と個々の施設に関する談合入札に係る合意は、いわば総論と各論との関係

にあるというべきであり、前者の合意は後者の合意を基礎付けるものであって、両者は密接不可分の関係にあり、そうであるからこそ、上記住民訴訟においては、前者を後者とともに不法行為の内容として主張しているものであり、したがって、本件審判事件と上記各住民訴訟は、いずれも、少なくとも前者の基本合意を審理の対象としているものであるから、当該違反行為と本件各申請者により提起された損害賠償請求の基礎となる事実との間において必要とされる上記の同一性に欠けるところはないというべきである。

(5) そして、本件においては、本件各処分の時点において、これらの訴訟につき不適法却下の判決が直ちになされる状態にあることが明らかである等本件各申請人が提起した訴訟が判決の確定を待つまでもなくその訴えが不適法であることが明らかであるような特段の事情があったものとは認められない。

おお、丙事件原告らは、被害者たる地方公共団体は法25条に基づく訴訟を提起する選択肢を有しているのであるから、地方公共団体について怠る事実はなく、本件各申請者が提起した住民訴訟は不適法却下を免れないことは自明であると主張するが、同原告らの主張を前提としても、既に発生している民法に基づく損害賠償請求権の行使をしていない以上、当該地方公共団体に怠る事実がないと認めることができるか否かには疑問があり、少なくとも本件各申請人が提起した住民訴訟が不適法なものであることが明らかであるとはいえない。

法なものであることが明らかであるとはいえない。 (6) したがって、参加入ら及びDは、「利害関係人」に該当するというべきであり、他に法69条に違反する事由がある旨の主張立証はない(なお、原告らは、本件口頭弁論終結後に、Dが転居により同人の提起した住民訴訟の原告適格を失った旨の資料を提出しているが、同資料によっても同転居は本件各処分後のことであると認められ、そのような処分後の事情は被告が職権によって処分を取り消すか否なに当たって考慮すべき事情にすぎず、本件各処分がその処分時において違法であることを基礎づける事実となり得ないから、仮に、同転居の事実を斟酌するとしても、上記結論を左右するものではない。)。

(7) 甲事件原告は、本件各処分が法39条の定める守秘義務に反するかのような主張をするほか、原告らはいずれも閲覧謄写によって不利益を受ける旨主張し、特に丙事件原告らは、本件審判事件が未だ成熟過程にあり、その段階で記録を第三者に開示することは被審人の当事者権を侵害すると主張する。しかし、法39条は、公正取引委員会の委員長、委員及び職員等に対して、職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない旨規定しているところ、法69条はこれに対する例外規定と解すべきであり、しかも同条には民事訴訟法92条のようなれに対する例外規定と解すべきであり、しかも同条には民事訴訟法92条のようなを養務付ける定めがないのであるから、被告が原告らが主張する点を考慮した上で自らの責任の下に法69条に基づいて閲覧謄写を認めることは、法39条に違反するものでないことが明らかである。

また、被告は、以上のような趣旨から、その裁量によって閲覧謄写を認める範囲を決定することができ、申請内容に応じてその範囲を変動させることもできると解すべきであって、本件各処分においても一定限度で閲

よって、甲事件原告の訴えのうち主位的請求、予備的請求1及び2並びに乙事件原告の訴えのうちの主位的請求及び予備的請求1に係る部分はいずれも不適法な訴えであるからこれを却下し、甲事件原告の予備的請求3、乙事件原告の予備的請求2及び丙事件原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文、

66条を適用して、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第3部 裁判長裁判官 藤山雅行 裁判官 村田斉志 裁判官 日暮直子